

習志野市犯罪被害者等支援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、犯罪被害者又はその遺族(以下「犯罪被害者等」という。)に対し、習志野市犯罪被害者等見舞金(以下「見舞金」という。)及び新たな住居への転居に要する費用(以下「転居費用」という。)に対する助成金を支給することで、犯罪被害者等が受けた犯罪被害に係る経済的負担の軽減、犯罪被害からの早期の回復を図ること等を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。
- (2) 犯罪被害者 犯罪行為により被害を被った者をいう。
- (3) 性犯罪 犯罪のうち、刑法第176条、第177条、第179条から第182条まで若しくは第241条の罪又はこれらの罪の未遂罪をいう。
- (4) 重傷病 犯罪行為により、身体に対する被害であって、医療機関での治療の期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたものをいう。

(見舞金の種類、支給額及び支給対象者)

第3条 見舞金の種類は次の各号に掲げる区分によるものとし、支給額及び支給対象者は当該区分に応じそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 遺族見舞金

ア 支給額 30万円(次号又は第3号の見舞金の支給を受けた者が、それぞれの見舞金の支給の原因となった犯罪行為により死亡した場合は、20万円)

イ 支給対象者 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族(次号又は第3号の見舞金の支給を受けた者であって、それぞれの見舞金の支給の原因となった犯罪行為により死亡したものの遺族を含む。)であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されているもの

(2) 重傷病見舞金

ア 支給額 10万円

イ 支給対象者 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為が行われた時において、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されているもの。ただし、当該犯罪行為について、次号に規定する見舞金の支給を受けている者を除く。

(3) 性犯罪被害者見舞金

ア 支給額 10万円

イ 支給対象者 性犯罪による犯罪被害者であって、当該性犯罪が行われた時において、本市に居住し、かつ本市の住民基本台帳に記録されているもの。ただし、当該性犯罪について、前号に規定する見舞金の支給を受けている者を除く。

- 2 犯罪行為又は性犯罪が行われた時において本市に居住していた犯罪被害者で、やむを得ない事情により本市の住民基本台帳に記録されていないものについては、市内に居住していたことが客観的に確認できるときは、支給対象者としてすることができる。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族見舞金の支給対象者となる遺族は、犯罪被害者の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと市長が認める者又は犯罪被害者とともに習志野市パートナーシップ及びファミリーシップに関する要綱(令和4年告示第174号)第6条第1項に規定する宣誓書(次号において「宣誓書」という。)の交付を受けた者を含む。以下同じ。)

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子(胎児及び犯罪被害者の宣誓書にファミリーシップ対象者として記載された者を含む。以下同じ。)、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫及び祖父母及び兄弟姉妹

- 2 犯罪被害者の死亡当時、胎児であった子がその後出生した場合における前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡当時、当該犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子とし、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

- 3 遺族見舞金の支給対象者となる遺族は、第1項各号に該当する者のうち1名とし、当該遺族の順位は、第1項各号に掲げる順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者の間の順位は、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。

- 4 第1順位の遺族が遺族見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該見舞金の申請をすることができない。

- 5 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給対象者となる遺族としない。

(見舞金支給の要件)

第5条 見舞金は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすときに支給するものとする。

(1) 犯罪被害者が、犯罪被害を受けた際、警察に被害を申告しており、かつ、当該申告の事実が警察等の関係機関への照会等により市長が確認できること。

(2) 犯罪被害を知った日(犯罪被害者が死亡した場合にあつてはその遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病を負った場合にあつては医師の診断により重傷病であると診断された日をいう。ただし、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条第1項各号に定める危険運転致死傷にあつては、故意による犯罪であることを

知った日をいう。)から1年を経過しておらず、かつ、犯罪被害が発生した日から7年を経過していないこと。

- (3) 重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該重傷病見舞金の支給の原因となった犯罪行為により死亡した場合は、死亡した時点において、当該犯罪行為が行われた時から1年を経過していないこと。

(見舞金を支給しないことができる場合)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪被害者又は第1順位の遺族が、当該犯罪被害につき、他の市区町村から見舞金と同種の金銭の給付を受けているとき。
- (2) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位の遺族と加害者との間に3親等以内の親族関係(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。)があったとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。
- (3) 犯罪被害者又は第1順位の遺族が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は第1順位の遺族の責めに帰すべき行為があったとき。
- (4) 犯罪被害者又は第1順位の遺族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき。
- (5) 犯罪被害者又は第1順位の遺族が、次のいずれかに該当する行為(イに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)であるとき。
- ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為
- イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれに準ずる行為
- (6) 犯罪被害者又は第1順位の遺族が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者であるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又は第1順位の遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき。

(見舞金の支給の申請)

第7条 見舞金の支給の申請をしようとする者(以下「見舞金申請者」という。)は、習志野市犯罪被害者等見舞金支給申請書(別記第1号様式)を、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、見舞金の支給の決定の可否を決定したときは、習志野市犯罪被害者等見舞金支給可否決定通知書(別記第2号様式)により、当該申請した者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に際し、見舞金申請者その他の関係者に対し、当該申請にかかる状況等について調査をするものとする。この場合において、市長は、必要に応じて関係機関への照会を行うものとする。

(転居費用の助成対象者)

第9条 転居費用の助成を受けることができる者は、犯罪行為により従前の住居に居住することが困難となったと認められる者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 遺族見舞金の支給対象者

(2) 重傷病見舞金の支給対象者

(3) 性犯罪被害者見舞金の支給対象者

(4) ストーカー行為の被害者であって、当該行為の加害者に対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)に基づく禁止命令等が命じられているもの

(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項の配偶者からの暴力を受けた被害者であって、当該行為の加害者に対し、同法に基づく接近禁止命令が命じられているもの

2 前項第4号及び第5号に掲げる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 申請時に現に前項第4号又は第5号に掲げる状況にあること。

(2) 転居前の住所又は居所が習志野市にあること。

(3) 転居の日から1年を経過していないこと。

3 前2項の規定にかかわらず、第6条各号のいずれかに該当するときは、転居費用の助成をしないことができる。この場合において、同条第1号中「見舞金」とあるのは、「転居費用に対する助成金」と読み替える。

(転居費用の額等)

第10条 転居費用の助成対象となる経費は、転居に伴う引っ越し費用とする。

2 転居費用の助成は、1回とする。

3 転居費用の助成の額は、5万円を限度とする。

(転居費用の助成申請)

第11条 転居費用の助成の申請をしようとする者は、習志野市犯罪被害者等転居費用助成申請書(別記第3号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 犯罪被害申告書

(2) 転居費用を支払ったことを証明する書類

(3) 申請を行う者が本人であることを確認することができる書類

(4) 住所又は居所を証明する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(転居費用の助成決定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、転居費用の助成の可否を決定したときは、習志野市犯罪被害者等転居費用助成可否決定通知書（別記第4号様式）により、当該申請した者に通知するものとする。

（見舞金等の返還）

第13条 市長は、見舞金及び転居費用（以下「見舞金等」という）の支給を受けた者が支給要件を満たさないと判明したときは、見舞金等の返還を求めることができる。

2 市長は、見舞金等の支給を受けた者が偽りその他不正の手段により当該支給を受けたと認めるときは、見舞金の返還を求めることができる。

3 前2項の規定により市長が見舞金等の返還を求めたときは、当該見舞金等の支給を受けた者は、市長が定める日までに見舞金等を返還しなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、見舞金等の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に第3条第1項各号に掲げる支給対象者又は第9条第1項各号に掲げる支給対象者となった者について適用する。

別 記

第 1 号様式（第 7 条）

習志野市犯罪被害者等見舞金支給申請書

年 月 日

習志野市長 宛て

(申請者)

住 所

氏 名

電話番号

習志野市犯罪被害者等見舞金の支給を受けたいので、習志野市犯罪被害者等支援要綱を第 7 条の規定により、下記のとおり見舞金の支給を申請します。

記

1 犯罪被害の状況
別添「犯罪被害申告書」のとおり

2 申請者と犯罪被害者の続柄
 本人

配偶者又はこれと同様の関係にある者

子 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹

私は第 1 順位に該当する者であり、他の第 1 順位の者との間に争いが生じた場合は、私の責任をもって解決します。

3 申請する見舞金の種類
 遺族見舞金 重傷病見舞金 性犯罪被害見舞金

4 見舞金と同種の支援の有無
 なし あり（支援自治体： 支援内容： ）

5 振込先（申請者名義口座のみ）

金融機関名		支店名	
口座名義人 (フリガナ)			
預金種別	普通・当座・その他 ()	口座番号	

(別添)

犯罪被害申告書

1 被害の概要

ふりがな		
被害者の氏名		
被害者の生年月日		
被害者の住所		
被害が発生した日	年	月 日
被害を知った日	年	月 日
被害を受けた場所		
犯罪被害にかかる罪名 (判明している場合)		
被害の概要		
事件捜査担当警察署等	都道府県名	
	警察署名	
	受理番号 (把握している場合)	

2 支給除外事由の確認

次のとおり、支給除外事由に該当しないことを全て確認しました。

- 犯罪被害者若しくは見舞金・転居費用助成の申請者（以下「犯罪被害者等」という。）又はその親族が、当該犯罪被害につき、他の市区町村から当該見舞金・転居費用助成と同種の支援を受けていない。
- 犯罪被害者等と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係又はパートナーシップに基づく関係を含む。）がない。※親族関係が事実上破綻していたと認められる場合等を除く。
- 犯罪被害者等に、当該犯罪行為を誘発する行為、当該犯罪行為に関連する不正な行為又は当該犯罪行為による被害につきその責に帰すべき行為がない。
- 犯罪被害者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない。また、同条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではない。

3 情報提供の同意

見舞金・転居費用助成の支給に必要な警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報について、習志野市が収集し、提供を受けることについての同意の有無

- 同意します 同意しません

※同意がない場合、見舞金を支給することができない場合があります。

第 号
年 月 日

習志野市犯罪被害者等見舞金支給可否決定通知書

様

習志野市長

年 月 日付けで申請のあった習志野市犯罪被害者等見舞金の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 見舞金を支給します。

(1) 見舞金の種類

(2) 見舞金の支給決定額

円

2 見舞金を支給しません。

(理由)

第3号様式（第11条）

習志野市犯罪被害者等転居費用助成申請書

年 月 日

習志野市長 宛て

(申請者)

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

転居費用の助成を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者と犯罪被害者の続柄	
転居が必要な事情	<input type="checkbox"/> 自宅が被害を受けた場所であるため <input type="checkbox"/> 自宅付近が被害を受けた場所であるため <input type="checkbox"/> その他 ()
転居前	住所 _____ <input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅 <input type="checkbox"/> その他
転居後	住所 _____ <input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅 <input type="checkbox"/> その他 契約名義人
転居日	
事業者名	
支払金額	
助成金額	円 (上限 50,000 円)

振込先 (申請者名義口座のみ)

金融機関名		支店名	
口座名義人 (フリガナ)			
預金種別	普通・当座・その他 ()	口座番号	

【添付書類】

- 1 犯罪被害申告書 (第1号様式別添)
- 2 転居費用を支払ったことを証明する書類
- 3 申請を行う者が本人であることを確認することができる書類
- 4 住所又は居所を証明する書類
- 5 その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

習志野市犯罪被害者等転居費用助成可否決定通知書

様

習志野市長

年 月 日付けで申請のあった転居費用の助成について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 転居費用を助成します。
転居費用の助成決定額

円

2 転居費用を助成しません。
(理由)